

次に国民健康保険についてお尋ねします。2018年度から国民健康保険は都道府県単位化され、県が国保財政運営をおこなう事となります。すでに標準保険料率の市町村ごとの試算は昨年11月と今年1月におこなわれ、厚労省に報告もされています。北海道や埼玉、三重、滋賀、大阪府などでは試算の公表もされています。

5月に開かれた厚生常任委員会において私は、市町村の標準保険料率の試算結果を公表すべきではないかとお尋ねしました。と申しますのは、公表された他県ではその金額に衝撃が走っているからです。埼玉県では2回の試算が行なわれ、いずれも現行の保険料よりも大幅な値上げであります。例えば蕨市というところでは一人当たり現行7万1,589円から14万1,806円へと約2倍の値上げ、小鹿野町というところでは現在の一人当たり6万1,109円から13万4,633円へと2倍以上の値上げとなっています。それで、これは一体どうなるんだ、大丈夫かと不安の声が上がっているわけがあります。公表すべきだという私の委員会での質問に対し国保・高齢者医療課長は、「まだ不明確・不正確な部分があり、数字が独り歩きするのもよくないので公表は考えていない」とのお答えでありました。しかし多少正確でない部分があったとしても、全体的な傾向はわかるわけですし、県がそれぞれ勝手に試算したわけではなく、国がつくったシステムにもとづいて計算されているわけですから、当該市町村に対してだけ知らせるということではなく、全体を公表し、この際率直な議論を巻き起こすべきだと思うのですがいかがでしょうか。

そもそも、国保が抱えている根本問題は、保険料があまりに高いということにあります。もともと事業者負担がない上に、国保加入者の4割が年金生活者など無職の方、3割が非正規労働者であります。国保加入世帯の平均所得は1991年度の277万円から、2014年度はなんと144万円へと激減しています。加入者の平均所得が低い中で、被保険者からの保険料収入が大きな比重を占めている国保の運営においては、その分高い保険料設定とならざるを得ません。保険料を払いたくても払えないという方々、滞納者が増えると、国保会計がますます厳しくなるということで市町村では強権的な徴収がしばしば社会問題になってきました。生活に困窮された方が保険証を取り上げられ、病気になっても病院にかかれず、重症化してなくなったという痛ましい事例も報告されています。

今回の国保改革で私の大きな疑問は、被保険者にとってあまりにも過酷な負担となっている保険料をどう軽減させるのかという、最も打開が求められる問題に対して明確な改善の道が示されていないのではないかということです。

高すぎる保険料を、何とか払える金額に少しでも抑えようということで、国保会計に一般会計からの繰り入れを行なっている自治体も少なくありません。ところが今回の改革では、県に財政安定化基金が設けられ、例えば給付増や保険料の収納不足などにより国保会計が財源不足となった場合に貸付ができるようにするので、一般会計からの繰り入れはしないでもよくなると説明されています。しかし貸し付けは市町村からすればあくまで借金であり、返済しなければなりません。そうすると繰り入れをしなければ、いずれもっと保険料を引き上げるか、あるいは徴収強化をはかるかということにならざるを得ません。

私は、被保険者にとってあまりにも負担が重いという国保問題の根本問題を解決するためには、国

が国保に対して支援する国庫支出金が大幅に削減されてきた問題を不問にするわけにはいかないと
思います。市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は現在 24%。かつては 50%あったわけ
あります。減らされた国庫負担を元に戻すよう国に強く求めるべきではないでしょうか。

また、県が国保運営検討会議において示された資料、国民健康保険制度改革の概要と改革の方向性
においても、保険料率の決定権は市町村にあることが明記されておりますし、地域住民との関係にお
いては、現行どおり、資格管理、保険給付、保健事業等を引き続き市町村が担うとされています。一
般会計からの繰り入れなどもあくまで市町村の判断であり、県からの介入、助言などは抑制すべきだ
と考えますがいかがでしょうか。

そこで、健康福祉部長に次の 3 点についてお尋ねします。

まず、市町村の標準保険料率の試算結果を公表すべきと考えますが、県の考え方について。

2 点目として、国民健康保険の国庫負担を元に戻すよう、国へ要望することについて。

最後に、市町村における保険料の決定や一般会計からの繰り入れに対する県の対応についてお尋ね
します。

<切り返し>

保険料の公表については、厚労省が出した都道府県国民健康保険運営方針策定要領の中には、標準保
険料率を当該市町村に通知するものとする、ということとともに、遅滞なく標準保険料を公表するよ
うつとめるものとする明記されています。ぜひ率直な議論を進められるよう、早く公表していただ
きたいと思います。

5 月 22 日、県は第 2 回国保運営検討会議を開き、今後の方向性として保険料水準の統一を目指す、
との方向性を打ち出しました。これまでお聞きしていた説明では、県内市町村の医療水準に格差があ
ることから、当面統一保険料は目指さないとのことでしたが、国の方針に従う方向で一步踏み込んだ
という印象であります。しかし統一保険料を目指す、つまり医療費の地域差をなくすということにな
るならば、地域医療構想の基づいて、医療費が高い自治体に対し、病床削減や入院患者の締め出しな
ど、医療費適正化に向けての指導を強めるという方向は否定できないのではないのでしょうか。

さらに国は、保険者努力支援制度で市町村・都道府県の医療費削減や収納率向上の努力を判定し、
成果を上げていると判断した自治体に、重点的に特別調整交付金を配分する、としています。全国的
に強権的な徴収や滞納制裁の強化が強まっていくことが懸念されます。県はあくまで市町村の自主性
の尊重と住民の立場に立った運営を貫くよう求めるものであります。

以上で私の一般質問を終わります。有難うございました。